

目次

1. 新年明けましておめでとうございます	会長 鎌田 隆光	1
2. 新年の御挨拶	宮崎地方法務局長 藤田 進	2
3. 新年の挨拶	宮崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長 土屋 洋二	4
4. 理事会抄		5
5. 平成23年度宮崎地方法務局との業務打合せ会について		7
6. 大阪マラソンを走って	児湯支部 田嶋 信雄	12
7. 新入会員紹介	宮崎支部 兒玉 傑互	13
	宮崎支部 河野 一郎	13
	都城支部 中村 仁司	14
8. 相談センターレポート	運営委員 若杉 盛二	15
9. トラバースゴルフ大会		16
10. 都城支部（土地家屋調査士・司法書士・行政書士）合同レクリエーション		17
11. 県会レクリエーション報告		18
12. なんでも生活無料相談会		18
13. 国民年金基金は夫婦でご加入を		19
14. 土地家屋調査士国民年金基金加入のお薦め		20
15. 会務報告		21
16. 会員の動き		22
17. 編集後記		23



新年明けましておめでとうございます

宮崎県土地家屋調査士会

会長 鎌田 隆光

ここ数年大きな災禍が続いて、明るい新春が迎えられていませんでしたが、今年は正月三ケ日も穏やかにすぎ、平成24年は龍が飛ぶが如く、会員の皆さんご家族にとり本当に良い年でありますようにお祈り申し上げます。

歳と共に1年が過ぎるのが速くなり、新成人の20分の1の1年間と中年男の55分の1の1年間は明らかに違います。正直なところ慣れない会長職の半年はまさに「アッ!」という間にすぎました。役員、会員の皆さんのご協力により「何とか大過なく(?)終えられて良かったな」というのが素直な感想です。

しかし、土地家屋調査士を取り巻く状況は依然芳しくありません。平成7年の宮崎県内の調査士業務は登記事件数(土地、建物)で約20,800件、報酬総額が18億5千万円、付随業務を含めると24,100件、22億1千万円ありました。ところが、一昨年の平成22年には登記事件が7,300件、6億6千万、付随業務を含めても10,100件、9億円と15年間で件数、報酬額とも約6割も減少しています。

但し、これは調査士業界に限った話でなく、バブルもはじけ、借金漬けの改革も出来ないままに人口減少社会に入り、世界規模の経済社会に活路を求めてT P Pに参加せざるを得ない末期的な(?)日本経済に起因することが大きいと思います。但し、T P Pは政府調達を含めて経済の仕組みの統一を図ろうという構想ですから、資格者にとっては今までの司法制度改革レベルではない紆余曲折がありそうに思えます。

私達の調査士業務も法務局のオンライン化を通じて、多少様変わりをしています。今では事務所に居ながら、必要な資料を取り寄せ、オンライン申請で法務局に行かなくても登記は完了します。又、色んな証明書、図面もとれます。ところが、遠方からわざわざ法務局に行かれる方も居られれば、未だに法務局の登記相談室の

前には長蛇の列があります。

最近では鳴りを潜めた感のある法務局の統廃合ですが、地方分権に伴う国の出先機関の原則廃止の問題と共にいつ再燃するか分かりません。各調査士事務所が登記情報の発信窓口となって活動することは必要なことです。今年、遅れさせながら周年事業の一環として自宅看板を会員全員の分作成しました。未だ土地家屋調査士の知名度は低いかも知れませんが、知名度を上げるも下げるも会員一人一人の努力です。表示登記、境界の相談を進んで受けて調査士のP Rに努めて頂きたいと思います。

昨年末に個人的な話ですが、地籍調査区域で境界の協議が整わず、このままでは筆界未定になりそうなので筆界特定申請をお願いしたいという相談がありました。官公署とも協議し、現地も調査しましたが、そもそも分筆による原始筆界で、構造物もあり、地積測量図ともほぼ合致しているのにそのような争いが延々と続いていたものです。

法務局の法第14条地図作成作業においては、あの混乱した本郷北方、南方地区でも訴訟案件を除けば「筆界未定が0」がここ数年来続いています。将来的には同じ法第14条地図として備え付けられるのにこの違いは大きいと思います。今後、私達調査士はこういった分野にも相談センター、筆界特定等を総動員して積極的に関与せねばいけません。

簡単、単純な登記申請等は徐々に少なくなっていて、より高度化、複合化し、難しいものだけが増えてきます。T P P時代を生き残るためにも、登記、境界は勿論ですが、不動産全般に関する不安、不満足の「不」を取り除き、安心、満足な状況を作ること私達の仕事とすればそこに必ず未来はあると思います。皆で一緒に頑張りましょう!



新年の御挨拶

宮崎地方法務局
局長 藤田 進

謹んで新春の御挨拶を申し上げます。

宮崎県土地家屋調査士会会員の皆様方におかれましては、お元気で新年をお迎えになられたことと心からお慶び申し上げます。

また、皆様方には、法務行政、取り分け不動産の表示に関する登記制度の円滑な運営につきまして、多大な御支援、御協力をいただいておりますことに対し、厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年3月11日午後2時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震が発生し、死者・行方不明者約2万人、建築物の全壊・半壊は合わせて35万戸以上、ピーク時の避難者は40万人以上ともいわれる大震災となりました。

この東日本大震災からの早急な復旧・復興に向けては、土地・建物に関する豊富な知識と経験を有する土地家屋調査士の専門的知見が最大限に活用されることが期待されています。

また、本年、当局においても、被災地の法務局の要請に応じて、倒壊建物の職権建物滅失登記の事務応援に登記官を派遣することとしています。

いうまでもなく、表示に関する登記は、権利の客体である不動産を現地で特定することができるよう不動産の物理的状況を登記情報に記録して公示するものであり、不動産登記制度の基礎を支える重要な機能を営んでいます。

当局といたしましても、表示に関する事務処理体制の在り方等を常に見直し、表示登記制度の今後の充実・発展に向けて取り組む所存でございますが、年頭に当たり、当局における登記行政の課題について、若干申し上げさせていただきます。

まず、登記所備付地図作成作業についてであります。

登記所備付地図の整備事業については、表示登記事務に関する現下の最重要課題であります。本年度は、宮崎市大字本郷南方ほかの地区の一部（D I D地区）において地図作成作業を実施しています。事業規模は総面積0.33km²、筆数1,728筆、地権者数566人であり、昨年夏からの一筆地立会調査、細部測量など、皆様方の多大なる御協力によりまして、本年1月に地権者の方々に対して、その成果を縦覧いただくところまでまいりました。

今後は、その縦覧結果を待って、本年3月までに、職権による登記を完了する予定ですが、来年度以降もこの地図作成作業については継続していきたいと考えていますので、これまで以上に皆様方の御協力を賜りますようお願いいたします。

次に、筆界特定制度についてであります。

平成18年1月に始まりました筆界特定制度につきましても、開始当初から、筆界調査委員として皆様方の御協力をいただいております、深く感謝申し上げます。筆界特定事件の処理につきましては、現在、当局においては、6か月を標準処理期間としていますが、今後とも、筆界特定を迅速に処理していくために、皆様方との協力関係の維持に引き続き努めるとともに、国民の信頼が得られる制度として定着していくよう取り組んでまいりたいと考えています。また、筆界特定制度が国民にとって利便性の高いものになるためには、貴会が弁護士会と運営されているADR「境界問題相談センターみやざき」との連携が不可欠でありますので、本年において

は、両制度の適切な活用につながる取組を積極的に講じることを考えていますので、御協力方よろしくお願い申し上げます。

次に、オンライン申請の利用拡大についてのお願いであります。

国の行政手続におけるオンライン申請の推進については、政府を挙げて取り組んでいるところであり、登記事件のオンライン申請も着実に増加している状況でございます。昨年2月14日からは、今後見込まれる申請件数の増加に対応するために、新たな「登記・供託オンライン申請システム」の運用が開始されています。

このような中、当局のオンライン申請の動向は、平成22年度は不動産32.1%、商業・法人27.7%となっており、平成23年も不動産37.5%、商業・法人28.3%と順調に上昇しており、全国的にも高水準の申請率となっています。

オンライン申請の推進は、法務省における極めて重要な施策の一つであり、当局としましても、その利用拡大に努めていく所存でございますので、貴会員の皆様方には、率先して、同申請システムを利用いただき、この制度の普及に御協力をいただきたいと願っております。

また、地図情報システムにつきましても、平成18年8月に運用が開始され、当局では、平成22年11月の高鍋出張所における導入をもって全庁で稼働しています。本年度、全国全ての登記所に地図情報システムが導入され、オンラインによる地図及び各種図面の証明書の請求も可能になる予定ですので、是非、御利用いただきたいと思っております。

このように、法務局の所掌する登記行政につきましては、貴会員の皆様方の御協力が不可欠でございます。私どもは、国民に信頼され期待される行政機関として、今後とも最大限の努力をしていく所存でございますので、皆様方におかれましては、これまで以上の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、宮崎県土地家屋調査士会のますますの御発展と、会員の皆様方にとっ

て、心身とも健やかに、希望と充実感を持って過ごせる年となられることを心から祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。





新 年 の 挨 拶

宮崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 土屋 洋二

平成24年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様におかれましては、それぞれに思いを新たに新年をお迎えになられたことと心からお慶び申し上げます。

日頃より会員の皆様、公嘱協会社員の皆様には協会の事業・運営にご理解・ご協力を賜ると共に公嘱協会発展にご尽力を頂き、心より御礼申し上げます。

昨年は東日本大震災を始め、豪雨や予想をはるかに超えた甚大な自然災害が発生しました。また、原発事故による放射性物質による汚染も時間の経過と共に深刻化しております。

宮崎県においては、鳥インフルエンザ・口蹄疫・新燃岳噴火など、いつ再発生するとも知れない災害に向けての対策と復興への取り組みがなされております。被災された方々の生活が一日も早く復旧・復興することを心よりお祈り申し上げます。

さて、平成20年12月1日、公益法人制度改革関連三法が施行されて以後、本協会の最大の課題であります公益法人移行認定に向けて、内閣府公益認定委員会へ申請手続中の三協会の状況等を見守りつつ、本協会の公益法人移行に伴う諸規則の整備を公益法人移行準備委員会において検討して参りましたが、8月岩手協会に「公益認定の基準に適合するとの答申」が出されました。全国の公嘱協会で初めての公益社団法人の誕生は「公共嘱託登記に係る受託事業は不動産に係る国民の権利の明確化に資する公益事業である。」と揺ぎ無い信念の下、公益三法に求める公益法人に移行すべく全公連と各県公嘱協会の熱意と真摯な取り組みが公益移行認定取得

という成果をもたらしたと思います。

その後、9月に静岡協会、10月には愛媛協会が相次いで内閣府より公益移行認定を取得し、11月には県に認定申請した山口協会が山口県より公益移行認定を取得致しました。

九州では、福岡協会が1月23日福岡県へ申請書を提出します。全国でも2月中の申請が相次ぎ予定されており、宮崎協会は先進協会の状況を踏まえ、平成24年中の移行認定申請を目指すものです。公益認定を受けることにより、民間の公益事業者として「不動産に関する権利の明確化推進事業」である公共嘱託登記に係る法定受託事業や関連事業としての地図整備促進等に係る受託事業、自主事業としての境界や公共嘱託登記に関する知識や啓発事業を公正中立に推進していくことが不特定多数の国民の利益につながり、公益の増進及び活力のある社会の実現に資するものと考えます。地図整備に関連し、平成23年度宮崎地方法務局計画による不動産登記法第14条第1項に規定する地図作成作業を実施しております。

宮崎市大字本郷南方の一部、本郷北方の一部、希望ヶ丘三丁目の地区において、0.30平方キロメートルについて、地図を作成しており2月29日までに成果品を納入するものです。この事業に宮崎地方法務局長をはじめ、登記官の熱意と積極的に参加された宮崎支所社員の地図作成に対する力強い意志と土地家屋調査士としての使命感の元に作業規程に基づく工程を完了し、筆界確定率100%の素晴らしい成果を収めている状況であります。1年間を通して携わっておられる社員の皆様に敬意を払うものです。また、23年度、24年度に渡る事業として宮崎市大字下

北方町の一部0.33平方キロメートルについて一筆地調査、基準点測量、地図作成作業を受託し、現在実施中であります。広範囲において、公嘱協会社員が組織的に地図混乱地域の地図を整備することにより、所有権の範囲を明確にし不動産取引の安全を図るという点において、まさに不特定多数者の利益の増進に寄与しているものです。

改めて、公益目的事業を再確認するならば、各地域の地図・地籍に関する慣習や特徴を把握している土地家屋調査士がその専門的能力を結合することによって、地図や地図に準ずる図面の基本となる道路・水路並びに公共用地の嘱託登記若しくは登記に必要な調査・測量を迅速・適正且つ均一に業務を行い、その結果が国民の不動産に係る権利の明確化により、合理的に寄与することです。

今年も自ら行っている土地家屋調査士業務、公嘱業務そのものが公益に資していると認識を強く持って業務に当たって頂きたいと希望致します。

土地家屋調査士を取り巻く環境は大変厳しい状況であります、今年も協会運営につきまして、皆様方のさらなるご支援とご協力をお願い致します。

最後になりましたが、会員の皆様にとって心身とも健やかに希望に満ち溢れる一年となれることを祈念致しまして、新年の挨拶とさせて頂きます。

理 事 会 抄

第3回理事会次第

1. 日 時 平成23年 8月24日(水)
14時00分から
2. 場 所 調査士会館 3階 会議室
3. 出席者 (会長) 鎌田隆光
(副会長) 谷口和隆、成田親実
(常任理事) 後藤泰孝、佐藤守三
殿所大幸、崎村亮太、鬼塚一郎
魚矢隆文
(理事) 河野敏展、永野 博、初
田謙信、高木幹彦、宜野座俊彦
(監事) 北山高之、松元光春
センター長 (富田美利)
4. 議 題
 - 1) 会長挨拶
 - 2) センター報告
 - 3) 会長報告
九B総会(7/8、9)報告
日調連総会(6/21、22)報告
会長会(9/4)報告
 - 4) 県、市への表敬訪問について (会長)
 - 5) 法務局との協議会
(7/20、8/19)について (業務部)
 - 6) 第1回研修会(9/2)の開催について (研修部)
 - 7) 県会会報発行について経過報告(広報部)
 - 8) ポスター(看板)の選考について (広報部)
 - 9) 県会レクリエーションについて(財務部)
 - 10) 今後の会議、行事日程について
 - (1) 九B担当者会同(10/22、23)
 - (2) 第4回理事会日程(10月)
 - (3) 第5回常任理事会日程(10月)
 - (4) 中間監査日程(10月)
 - 11) その他

第 4 回理事会次第

1. 日 時 平成23年11月 8 日(火)
13時30分より
2. 場 所 調査士会館 3階 会議室
3. 出席者 (会長) 鎌田隆光
(副会長) 谷口和隆、成田親実
(常任理事) 後藤泰孝、佐藤守三
殿所大幸、崎村亮太、鬼塚一郎
魚矢隆文
(理事) 河野敏展、永野 博、初
田謙信、高木幹彦、宜野座俊彦
(監事) 松元光春
4. 議 題
 - 1) 九B会長会 (9 / 4、10 / 22、23) 報告
について (会長)
 - 2) 全国会長会 (10 / 6、7) 報告について
(会長)
 - 3) 全国無料相談会 (10 / 1) 報告について
(広報)
 - 4) 担当者会同 (10 / 22、23) 報告について
(業務、総務、広報、ADR、研修)
 - 5) 中間監査 (10 / 14) 報告について
(監査、財務)
 - 6) 第1回研修会 (9 / 2) 報告について
(研修)
 - 7) トラバース会 (9 / 23) 報告について
(財務)
 - 8) 県会レク (11 / 19) 予定について(財務)
 - 9) 六士会なんでも無料相談会 (11 / 26) 予
定について (広報)
 - 10) 第2回研修会 (12 / 2) について
(研修部)
 - 11) ポスター (看板) の作製について
(広報部)
 - 12) 会員名簿作成の準備について (総務部)
 - 13) CPDの集計について
 - 14) 雇用調査士について (総務部)
 - 15) 会費未納会員への対応について(総務部)
 - 16) その他

第 5 回常任理事会議事録

1. 日 時 平成23年10月28日(金)
13時30分より
2. 場 所 調査士会館 3階 会議室
3. 出席者 (会長) 鎌田隆光
(副会長) 谷口和隆、成田親実
(常任理事) 後藤泰孝、佐藤守三
殿所大幸、崎村亮太、鬼塚一郎
魚矢隆文
4. 議 題
 - 1) 九B会長会 (9 / 4、10 / 22、23) 報告
について (会長)
 - 2) 全国会長会 (10 / 6、7) 報告について
(会長)
 - 3) 全国無料相談会 (10 / 1) 報告について
(広報)
 - 4) 担当者会同 (10 / 22、23) 報告について
(業務、総務、広報、ADR、研修)
 - 5) 中間監査 (10 / 14) 報告について(財務)
 - 6) 第1回研修会 (9 / 2) 報告について
(研修)
 - 7) トラバース会 (9 / 23) 報告について
(財務)
 - 8) 県会レク (11 / 19) 予定について(財務)
 - 9) 六士会なんでも無料相談会 (11 / 26) 予
定について (広報)
 - 10) 第2回研修会 (12 / 9) について
(研修部)
 - 11) ポスター (看板) の選考について
(広報部)
 - 12) その他
 - (1) 会員名簿作成の準備について
 - (2) CPDの集計について
 - (3) 新入会員について
 - (4) 第7回ADR特別研修の受講募集につ
いて
 - (5) 雇用調査士について

平成23年度 宮崎地方法務局との業務打合せ会について

日 時 ①平成23年 7月20日(水)

15時00分～17時20分

②平成23年 8月19日(金)

10時00分～12時00分

場 所 ①宮崎地方法務局 2階会議室

②宮崎県土地家屋調査士会館 3階会議室

出席者 宮崎地方法務局

渡邊 首席登記官、高栢 総括表示登記専門官、野北 表示登記専門官

宮崎県土地家屋調査士会

鎌田隆光 会長、谷口和隆 副会長、
児玉勝平 副会長、佐藤守三 社会事業部長、殿所大幸 業務部長、宜野座俊彦 業務部次長、井上洋之 宮崎支部長、厨子基満 宮崎支部総務部長

【協議事項】 ※一部抜粋して掲載しています

1：閲覧室にA3サイズスキャナーを常設させていただくようお願いします。

【回答】それはできません。

スキャナー設置は特定の人への便宜供与になるのではないかと世論に受け取られかねません。

現在の取扱は、地図については要望があれば原図の閲覧は認めておりますので、それをトレースして下さい。トレースによって精度が落ちたとしても、その誤差はやむを得ません。

2：スキャナーの常設が認められない場合、その都度持ち込むことはできますか。

【回答】電源の問題や、持ち運びの問題が解決できれば可能です。

ただし、他の閲覧者に影響があるようなことがあれば、持ち込みをお断りする場合があります。

3：今後、コインコピーを再設置する可能性はありますか。

ある場合、公募により調査士会がコピー業者として参加することは認められますか。

【回答】再設置する予定はありません。

地図情報システムの完全稼働に伴い、コインコピーの制度は全国的に順次縮小する方針です。よって、今後もコインコピーの公募をする予定はありません。

コインコピーがないことによって問題があるようならば、日調連等を通して本省に要望した方が早く解決するかもしれません。

4：地図請求等の窓口業務について

(イ) 地図請求の待ち時間が長すぎる場合があり、改善をお願いします。

【回答】和紙公図など、特別な事案はどうしても時間がかかる場合があるのでご理解ください。

一般の地図請求に30分以上かかるような状況が頻繁に続くのであれば、委託元責任者を通じて乙号受託業者に助言をすることは可能であることから、その旨、法務局職員に声をかけてください。

(ロ) オンラインにて乙号申請し、一定時間（1時間ほど）をおいて私書箱を確認しても交付されていないというケースがあります。この状況の改善をお願いします。

【回答】現在の取扱では、乙号申請のメールのチェックを1時間おきに行っています。しかし、窓口が混雑している場合などはチェックが遅れるということもあります。よって、1時間たっても交付されていないことはあり得ます。今後法務局側からは、委託元責任者を通じて30分おきにメールの確認をしようお願いしたいと思っています。

5：部分測量における事前協議について

準則第72条第2項の特別な事情の有無については、それが明らかな場合にも、必ず事前協議を要しますか。

【回答】特別な事情として例示されている事項に該当している場合には事前協議は不要です。但し前例のない事案や、調査士自身が判断に迷うような事案については相談していただいた方が間違いはないと思います。

6：登記規則第16条の地図訂正申出に關してのオンラインの対応について

現在は地積更正と共に地図訂正情報を提出することになっていますが、地積更正を伴わずに、地図訂正の申出をオンラインで申請できますか。または、今後対応する予定はありますか。

【回答】現在、地図訂正のみのオンライン申請はできません。

地積更正と併せてなら認められるという理由は、平成17年の不登法改正で、「地図訂正において、地積の誤差が大きいものについては地積更正を併せて申請しなければならない」となったため、それに従ってオンラインシステムを一部変更したためです。

今後の対応の予定は現時点では全く分かりません。

7：建物表題登記添付書類としての建築確認書の写しについて

建物表題登記申請において、原本還付のための建築確認の写しを添付する場合、ある登記所では確認通知書全ページのコピーを添付するように指導されています。しかしながら平成12年度の協議会（平成12年9月28日）では、カガミ用紙、第2面、第3面、第4面の添付で足りるということでした。第5面は過去の協議から考えると必要ないのではないのでしょうか。

【回答】申し合わせた事項を遵守するのは当然

です。ただ登記官によっては、前任地の取扱を宮崎でも指導している可能性もありますので、そのような場合はこのような協議があったことをお伝えいただければ納得すると思います。

しかし、事案によっては第5面も確認する必要がある場合があります（例として併用住宅の各階の床面積）。そういう場合には個別に第5面も添付していただくようお願いすることになります。

8：高床式居宅の1階部分の取り扱いについて

先例「昭和63年3月24日民事三第1826号民事局第三課長回答」によると、床上げされた建物で一階の床面が地盤高から1.5m以上ある場合、「高床式平家建」と表示するように示されています。これと類似した、一階部分の2～3方向に周壁がある場合において、「2階建」と判断できる状況とはどういう場合でしょうか。

【回答】一見三方向以上の壁に見えるようでも、その壁のいずれかが後から付け足したようなものであれば、二方向以下の壁と判断し、床面積には算入しません。したがって、2階建とは判断できません。

また、壁の材質については、耐久性の低い材質では壁材として認定できませんが、タキロンでも屋根材として認められる場合もありますので、明確な判断基準は回答できません。個別に協議願います。

9：平成21年6月25日に実施した協議会において、「地図情報システム庁で地積測量図が紙

によって提出された場合には、図面をスキャンして保存するので、図面折り目が影響しません。よって従前のような分属表示は必要ありません。」という回答を得ています。折り目があると、スキャン時に折り目がゆがみとして取り込まれてしまいますが、地積測量図を折って提出しても問題はありますか。

【回答】不登法上には「地積測量図の図形が折り目にかからないように」というような規定はありません。また現在は座標による数値管理であり、図形の軽微な歪みはさほど問題にならないと思われますので、折って提出しても差し支えありません。

但し、筆界点や辺長の文字が折り目にかかって読み取れないなどということは避けていただくようお願いします。

10:「実地調査に関する指針(改訂)」に関する質問

(イ)「第1 総論 2 実地調査の実施の判断 ※3」について

「官公署による嘱託の場合であって、……必要かつ十分な情報(調査報告書に記録されるべき情報と同程度のもの)」とは具体的にはどのような情報でしょうか。

その情報が出された実例はありますか。

【回答】具体的なものはありません。端的に言えば、調査報告書の記載事項と同様の内容です。

官公署申請のものは、写真などが添付されていませんが、実地調査を省略するケースがあります。例えば道路の場合は、路線ごとにあらかじめ丈量図を提出してもらっており、その路線の最初の実地調査の際に、丈量図に従って将来申請されるであろう箇所も調査しています。したがって丈量図と地積測量図が一致していれば問題ないということで、省略しています。

(ロ)「第2 実地調査 2 実地調査の通知及び連絡調整等(1)」について

「立会依頼書に記載してこれを事前に送付する方法又は……」とありますが、立会依頼を行うのはどのようなケースでしょうか。

【回答】主に立会依頼をするのは立会証明が添付されていないとき、または添付されていてもそれに疑義があると判断したときです。

(ハ)「第2 実地調査 4 事前調査(1)」について

「登記所に保管されている資料等に基づき、……必要な調査を行う」とありますが、具体的にはどのような調査を行うのですか。

【回答】例えば、旧図などと地積測量図とをトレースシートに縮小コピーしたり、あるいは単に目視で重ねて確認する等の調査をしています。

(ニ)「第2 実地調査 4 事前調査(2)」について

「『調査を要する事項』を簡潔かつ具体的に記載して明らかにするものとする。」とありますが、具体的にはどのような調査項目によるものが多いのですか。

【回答】所定の用紙にチェック項目をあらかじめ設けており、それにチェックをしていくことで調査した事項を記録しています。その他、特記事項があれば同用紙の所定の欄に書き入れることにしています。

(ホ)「第2 実地調査 6 実地調査における留意点(1)(2)」について

① (1) 実地調査において調査すべき事項は、地積測量図の辺長の検測などではなく、筆界の特定の正確さや立会を伴う境界確認の正当性だと思いますがいかがでしょうか。

【回答】筆界については、調査士が十分に調査を尽くされているので、改めて調査するというのは確かにまれです。

しかしながら、例えば地権者から「隣接者が立会証明書に印鑑を押さない」、「立会を拒否している」というような相談があった場合には、登記官が立会をとりまとめますし、必要に応じて実地調査を行っております。

新たに提出した地積測量図について、正しく作成されているかという確認は必要です。万が一のミスを見逃さないためにも、やはり

地積測量図の検測は必要です。

- ② (2)に『**実地調査を行うに当たっては「調査を要する事項」の内容等に応じて……なければならない。**』とあります。

この「調査を要する事項」とは主にどのような内容であり、実際は現地でどの程度の調査を行っているのですか。

【回答】「調査を要する事項」とは、事件の種類に応じ、申請人から提供された情報により登記官が職務上知り得た事実等のほか、現地で確認する必要がある事項、または現地を確認した方がより適正な判断ができると思われる事項です。

例えば、建物表題における建物の完成度や、地目変更などにおいての土地の現況など、写真だけではなく、現地を直接見た方がもっとはっきりすると思われる事項です。

11：「第3登記の種類別の実地調査実施の判断基準 2 建物の表示に関する登記(1)表題登記」について

工事進行状況の写真と所有権証明書にだけ言及していますが、所在地の地図、地積測量図との照合は行っていないのですか。

【回答】事前調査はあらゆる資料をもって調査するという前提がありますので、当然、地図や地積測量図等も照合し、建物の位置関係も調査しています。

工事進行状況の写真と所有権証明書にだけ言及しているのは、それらが添付されていれば実地調査を省略できるという趣旨からです。

12：実地調査要領を改訂するにあたって、指針を作る上で登記官の実地調査を合理的にするための打合せをお願いします。

具体的には、現地はどういうふう撮影をすればいいのか、調査報告書の書き方としてどういうところが足りないのか等について協議していきたいと思いますがいかがでしょう

か。

【回答】その気持ちは大変ありがたいと思います。しかしこの実地調査要領は九州管内で統一されたものが作成される予定ですので、作成前の事前の打合わせは難しいと思います。

ただ、細かな運用部分については地域によって柔軟になると思うので、実地調査要領が作成された後に、それをより良く運用するためのご協力をお願いしたいと思います。

13：「民事月報 Vol.66.5 実地調査に関する指針の改定について」について

- ① 民事月報 Vol.66.5 15頁13行目（資料 7 頁13行目）には「当事者が作成した筆界確認書は、これに筆界についての登記官の評価が加えられ、登記官が筆界を確認するまでは、当事者間の筆界に関する合意を示すものにすぎない」とあります。

ここに「登記官の評価が加えられ」という文言がありますが、登記官は調査士の認定した筆界に具体的にどのような評価を加え確認するのですか。

【回答】分筆により筆界を創設することは、登記官の職務であり権限です。つまり、申請人の分筆の意思だけでは当然には筆界は生じず、登記官がそれを受理して初めて筆界が創設されるのです。それは原始筆界についても同様で、「それは正しい、登記を受理しましょう」という登記官の判断が、「登記官の評価」なのです。

評価の方法については、前述しているように、事前調査を含めた書類調査、また必要に応じてする現地調査です。

- ② 22頁 1（資料 13頁 5 行目）「土地家屋調査士は……、依頼人の依頼に応じてそのような職務を行うのに対し、登記官は、依頼人の立場とは無関係に、……筆界を特定又は認定するという権限がある」という記載は、土地家屋調査士が依頼人に肩入れし、

もしくは特定の人に有利になるような筆界認定をしているという意味なのでしょうか。

【回答】日頃から不動産登記法の運用について、ご協力いただいていることには敬意を表しております。したがって、設問のような不信感は一切抱いておりません。

この文章は、調査士と登記官とは、「申請する側」と「申請を受ける側」であるという立場の違いを表現したものです。

14：嘱託事件について93条実地調査書と同等の情報が添付されていない場合、特に慎重に調査・確認すべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

【回答】調査士が代理する一般事件と嘱託事件とを区別してやっているわけではありませんので、どちらかを慎重に言うことはできません。不動産登記法に則り、不明な点があれば事件の種類にかかわらず実地調査は行っています。

嘱託事件で作成する調査書は、確かに調査士作成の調査報告書よりも情報が不足しているのは否めませんが、その部分は電話による聴き取り等で補っています。

現在は、100%実地調査を行うというのが物理的に現在不可能な部分もあり、やむなく実地調査を省略している事案もありますが、嘱託事件も含め徐々に指針に則った取扱いに移行しています。

15：本人申請における測量士等による反復継続した地積測量図作成は、明らかに調査士法違反であり、過去に刑事事件として逮捕者も出ています。

調査士以外の者が地積測量図を作成することが認められていないのは、地域的な慣習や筆界に関する知識がない者が図面を作成し申請すると、誤った登記をしてしまい、後に紛争になる可能性が高くなるからです。

それを事前に予防することは必要なことで

あり、その役割はやはり公務員の皆さんが果たすべきではないでしょうか。

そのような者が何度も申請しているということであれば、注意くらいは与えていただくようお願いします。

この要望は決して調査士の利己的な考えからくるものではなく、違反者を罰することが目的でもありません。第一は真正な登記制度を守ることであるということをご理解ください。

【回答】私たち公務員は、違法行為を現認した場合には告発する義務を負っています。ただ、反復継続の判断が難しく、また、業として、つまり報酬を受け取っているかどうかということは申請書類からは確認できません。

不登法上は適正な申請であれば、それを受理せざるを得ないことから、測量士等が代理申請したからといって、それだけをもって却下するわけにもいきません。

しかし、違法性は確認できなくても、その可能性がある場合、本局に報告し、必要に応じて、口頭で注意喚起することもあります。





大阪マラソンを走って

児湯支部 田嶋 信雄

昨年の東京マラソンに続いて、今年は日本第2の都市大阪で開催された第一回大阪マラソン大会に出場し、沿道から100万余の声援を受けて、大阪城公園前をスタートし、御堂筋・中之島・道頓堀・通天閣など名所を駆け抜けて来ました。

レース途中、靴ひもを結び直していたら「お爺ちゃん！諦めたらあかんで！」と小学生。「みんながんばり！来てくれて有り難う」と年配のご婦人。沿道からの声援、なんと響きの良い大阪弁。「大阪好きやねん、また来るで〜」心の中で叫びながら、ゴールのインテックス大阪前までたどり着いても、まだ走り足りないほどでした。

児湯の土地家屋調査士・司法書士事務所の会員と補助者でジョグ&ウォークの仲良しクラブ「宮崎ラッコ」を結成して15年、県内のマラソン大会は勿論のこと佐賀、沖縄を除く九州各地の大会に観光を兼ねて遠征し、親睦を深めて来ました。

今や日本列島マラソンブーム、ランニング人口は800万人と推計されている。なぜこれ程日本人はマラソンが好きなのか？それは日本人の国民性であると言われてています。こつこつと地道に努力を重ね、苦しさに耐え、ゴールを目指

す。練習している時は、無心になり、ストレス解消、メタボ対策、更には親睦と調査士にはピッタリのスポーツだと思う。

年末には、生目の杜駅伝（2チーム出場）、青島太平洋マラソン、年明け早々には、いぶすき菜の花マラソン、次いで第1回熊本マラソンと既にエントリーしています。

青島太平洋には、吉野会員がフルに初挑戦します。

私がマラソンを始めたのは59歳。タバコを辞めて体重が増え、動きが鈍くなったのがきっかけ。一年で15キロ減量に成功。練習することで、生活にリズム感が、調査士廃業後も趣味として終身現役で走り続けたいと思っている。

会員の皆さん！ジョギング・ウォーク・ノルディックウォーク等健康維持のためにも始められることをお勧めします。

ゴール後、完走記念メダルを掛けてもらい、某新聞社の若い女性記者から取材を受けたり、大阪在住の長男一家の応援（4年ぶりに孫達との再会）もあり、思い出に残る大会でした。

♪若者よ！体を鍛えておけ！

歌声喫茶でよく歌ったものです。

今は♪調査士よ！足腰を鍛えておけ！

男子上位記録

氏名	時分秒	総合順位
①甲斐 隆光	2:49.36	146
②黒木 農夫男	3:12.11	689
③平川 英司	3:16.11	821
④大友 直樹	3:17.06	852
⑤永友 光二	3:36.49	1998
⑥児玉 光二	3:41.52	2326
⑦岩崎 陽一	3:42.33	2383
⑧藤 英次郎	3:44.43	2560
⑨國方 昭廣	4:01.49	4408
⑩長友 正和	4:04.18	4636
⑪安達 昌弘	4:18.48	6067
⑫辻本 和洋	4:18.49	6068
⑬永野 博親	4:23.16	6607
⑭松葉 正吾	4:28.55	7307
⑮千里内 一	4:30.02	7470
⑯城 吉宣	4:30.17	7495
⑰城村 友和	4:33.26	7858

⑱大浦 学	4:34.14	7941
⑲浜山 恭光	4:39.19	8578
⑳西山 重行	4:41.00	8805

女子記録

氏名	時分秒	総合順位
①絶原 奈津恵	2:54.49	10
②渡会 明子	4:17.15	756
③中武 美紀子	4:30.54	1063
④大塚 みどり	4:31.43	1082
⑤中里 久美子	4:50.16	1531
⑥井崎 ヒロ子	5:19.12	2467
⑦西川 紗子	5:19.20	2474
⑧黒木 真理	5:47.12	3310
⑨伊藤 菜緒	6:28.00	4496

敬称略。記録は主催者発表で、スタート時刻の差を考慮しない「グロスタイム」。在外登録日本人は除く。



ハングリー精神で完走



川南町土地家屋調査士
田嶋信雄さん

74

大阪マラソンは、開かれた「第一回大阪マラソン」(読売新聞社共催)には、県内から男女計59人

大阪市を舞台に、30日に

(主催者発表)が挑んだ。川南町の土地家屋調査士田嶋信雄さん(74)は、17回目のフルマラソン挑戦となった。

マラソンを始めたのは59歳。禁煙で14kg増えた体重を落とそうと近所の公園を走り始めた。1年後、5kmのコースに初挑戦した大会で、初めて生のフルマラソンを見た。

力の限り走らなると最後の最後まで応援する人々……そんな姿に感動し、「いつか自分も」と、仕事仲間らランニングサークルを結成、本格的に練習を始めた。

66歳で初めて42・195kmに挑戦し、これまでに14大会で完走。今も若いランナーと一緒に1200mの練習は欠かさない。1月5日、49歳と小柄ながら、「粗食で育った体は、丈夫が自慢」と胸を張る。

田嶋州(現中国東北部)の出身。1933年、16歳で日本に帰るまで、飢えと厳しい自然環境で過ごした。古希を過ぎても、なおフルマラソンを走れるのは「あの頃のハングリー精神のおかげかな」と話す。今大会では、大阪に住む息子らの声援に励まされながらゴール。「にぎやかな応援で最後まで楽しく走れた。練習を続けて、来年もまた大阪の街を走りたい」と笑顔で話した。

新入会員紹介



宮崎支部 児玉 傑互

皆様、はじめまして。昨年10月に入会しました児玉傑互です。

出身は宮崎市ですが、18歳で上京、大学卒業後は神奈川で補助者を経験し、7年ほど前に宮崎に戻りました。

大学では自然地理学を専攻し地形図をはじめとする新旧いろいろな主題図・空中写真にふれ、またアルバイトでは自然災害調査や活断層調査を通じ、簡易な測量も経験しました。

そして宅建をきっかけに不動産と法律に興味をもち、卒業後は横浜の司法書士事務所と川崎の司法書士・調査士兼業事務所で実務を経験しました。

宮崎に戻ってからは実家の不動産賃貸管理業と林業に精を出していたため、宮崎での調査士業務の経験はなく、まったく訳も分からず開業してしまいました。

開業後は運よく2件ほどお仕事をさせていただいたのですが、7年のブランクはあまりにも大きく、また不動産登記法の改正もあったため、すっかり浦島太郎になっています。(細くなった調査報告書やオンライン制度には手こずりました。ご助言を下された諸先輩方にはこの場を借りて改めてお礼申し上げます。)

このような状態での開業でしたが、忘年会をはじめ会の皆様には温かく接していただきありがたく思っております。将来「いっしょに仕事しようや」と言っていただけのように、日々研究と自己研鑽を行い、また先輩方の技術や考え方を学び、調査士として信用・信頼を得られるよう努力していきたいと思っています。

以上簡単ではありますが入会のご挨拶とさせていただきますとともに、今後ともよろしく願い申し上げます。



宮崎支部 河野 一郎

平成16年度の調査士試験に合格し、平成23年12月1日より宮崎支部に入会しました河野一郎と申します。

昭和40年12月23日に宮崎県日向市で生まれ高校卒業まで生活しておりました。

その後、広島大学の経済学部を卒業し、不動産関連の仕事に15年、土木・測量の会社に5年勤め、調査士試験に合格しましたので個人事務所で独立しましたが、2年ほど経ってから友人の調査士と法人を設立し、不動産及び開発事業関連の仕事等も行っており参りました。平成21年4月に宮崎に帰って来まして、いろいろな仕事をしながら独立開業の準備をしておりましたが、今回無事に独立開業の運びとなりました。

趣味は、旅行と温泉、食べ歩きです。国内はもとより、海外にもよく出かけます。特に、韓国・東南アジア方面には年に1回は行っております。

食べ歩きでは、特にラーメンが大好きなので仕事でいろんな所に行った時には、近隣の地権者に必ず美味しいラーメン屋の事を聞き、昼食で食べております。九州・中国地方をラーメン屋は500軒以上行っていると思います。瀬戸内海の島(伯方の塩で有名な所です。)で仕事をした時には、1週間弱泊まりだったので、島内のラーメン屋全部食べに行きました。〔そばやうどん、お好み焼・パスタ等の粉物も大好きです。〕

宮崎に帰って来てからは、小林や美郷町、五ヶ瀬町などの温泉にもよく行っております。月に1度は県外の温泉旅館に泊まりに行ける様に仕事を頑張るつもりです。

今後は、研修会などにも積極的に参加して2年弱のブランクを早く埋めたいと思っておりますので会員皆様のご指導よろしくお願いいたします。



都城支部 **中村 仁司**

平成24年 1月10日に入会いたしました中村仁司と申します。私は都市で父の土地家屋調査士事務所に勤めております。

今から12年前に東京から帰郷し父の事務所で使ってもらっているのですが、調査士を目指すどころか、野球ばかりの毎日で気がついたら3チームも掛け持ちするほど（現在は2チーム）野球に没頭しておりました。その頃から父に『草野球なんか辞めて早く資格を取れ、年取ってから勉強はきついぞ』と言われ続けていたにもかかわらず、頭を鍛えずに体ばかり鍛えていました。どこか自分の中に仕事をこなしていけば資格があろうがなかろうが関係ない、という傲慢な気持ちがあったのかもしれませんが。しかし年齢を重ねるごとに色々な人達に資格は無いのかと尋ねられるようになり、しまいにはお客さんに補助者が指揮をとってやっているのか、と指摘されたこともありました。屈辱的な思いもしましたが、ようやく平成23年度土地家屋調査士試験に合格しました。

合格発表のときは、うれしさよりもびっくりの方が先でした。会心の出来ではなかったので、本当にこれで合格してよいのだろうかとも思いました。だからこそ余計に襟を正して、調査士としての社会的役割を考え、技能や知識の習得を怠ることなく精進していかなければならないと実感しました。

私はまだ、ようやくスタートラインに立ったばかりなので、これからは自分の名前で看板をあげ、この業界で生き抜くための方法を考えていかなければいけないと思うと、あらためて身の引き締まる思いであります。

最後にこれまで支えてくれた家族、気長に待ってくれた両親、応援してくれていたのに合格直前に他界した義理のお母さんに心から感謝します。

これからは、土地家屋調査士として自分を過信したり、傲慢になったりすることなく常に謙

虚な姿勢で物事に対して真摯な態度で取り組んでいきます。



相談センターレポート

第2回
(全4回)

夢を叶える「昇り龍」センターみやざき！

運営委員 若 杉 盛 二

平成21年9月25日に境界問題相談センターが設立されて、今年で3年目となりました。早いものです。センター設立からの実績を見てみますと、面談実施回数58回、相談実施回数5回、調停実施回数9回（平成23年11月30現在）と他県会のセンターと比べてもひけを取らない実績となっております。これもひとえに、センターの運営に協力をしてくださる会員の皆さんのお陰と心より感謝いたします。

ご存じの通り、ここに至るまでには多くの時間を費やしました。私が保存している資料と記憶に寄りますと、平成18年12月8日に第1回相談センター設立検討委員会が設立実施されました。6名からのスタートだったと思います。センターを造るべきか否かの議論を行いました。それから、平成19年7月6日第1回相談センター設立準備委員会の設立となりメンバーも11名と増え、平成20年度になるとワーキンググループ（WG会議）が編成され、センターの規則、報酬規定、マニュアル、書式等の作成を月に1回ペースで約20回の会議というハードなスケジュールで議論しました。そして、平成21年5月29日について相談センター運営委員会となり、センター設立式典に向けて5回の運営委員会を開き盛大な式典を成功させることが出来ました。

尚、センター開設後は、年4回の運営委員会を開き事件の状況や他県会のセンターの状況等も踏まえ、益々利用しやすいセンターへと工夫進化させているところです。又、他県会のADRの勉強会にも積極的に参加をし個々の運営委員としてのスキルアップにも余念がなく、さらに、運営委員会主催による全会員への勉強会も年2回は実施しているところです。

このように、当センターみやざきは、携わっ

た多くの委員のみなさんの努力と情熱によって開設することが出来ました。また、産みの苦しみもさることながら、これを継続、続けて行くということに本当の難しさがあると思います。ですが、境界問題相談センターみやざきの運営委員会は、富田センター長を中心に竹嶋副センター長が盛り上げ6名の調査士と3名の弁護士で、真に国民の負託に応えられるセンターみやざきを宮崎県内に周知させ、全調査士の「夢と希望」が描けるそんなセンターにする為、今年の干支にちなんで、「昇り龍」の如く夢に向けて舞い上がりたいと思います。これからも、センターへのご理解とご協力を何卒よろしくお願い致します。



トラバースゴルフ大会



平成23年9月23日(金)、
都城市高城町のレインボウゴ
ルフクラブにて参加人数22
名によるトラバースゴルフ大
会が行われました。

当日は、連休の初日で混雑
を心配しましたが、思った程
ではなく大変良いゴルフでし
た。



懇親会風景



表彰式



優勝者は、小林支部 中山 誠会員の補助者である、采々茂雄さんでした。

都城支部三士会 (土地家屋調査士 司法書士・行政書士) 合同レクリエーション



平成23年11月12日(土)、都城支部の三士会による合同レクリエーションが調査士会の担当で三股町の上米公園でパークゴルフ大会が行われました。



レクリエーション終了後の懇親会が三股町の肉のなかむらにて行われました。
ちなみに、優勝者は、調査士会の假屋憲幸会員でした。

県会レクリエーション報告



平成23年11月19日（土曜日）県会主催のレクリエーションに初めて女房殿を伴って参加出来た。午前6時50分調査士会館集合のため、前日は小松に住む娘宅に宿泊。午前6時10分に出発したが、濃霧のため視界超不良ときた。気がつけば南宮崎駅を南進していた。あと4分しかない。焦りながらも時速??キロでぶっ飛ばし何とか間に合った。

片道4時間半の行程に少々うんざりするかと思いきや、富田センター長（境界問題相談センター）のウィットに富んだ名調子の、ん？迷司会振りに、笑いと適度なアルコールに麻痺しながらあっという間に到着した。

“秋の高千穂”訪れるには最高の季節である。昼は、生の「刈干切唄」を聞きながら「かっぱ酒付御膳」に舌つづみを打った。

高木支部長以下、延岡支部の役員の皆さん、準備ご苦労様でした。有難うございました。次回は日帰りではなく、1泊で行きたいものです。来年も皆さん参加しましょう！

（副会長 成田親実）

なんでも生活無料相談会



日時：平成23年11月26日(土)

午前10時から午後4時

場所：（宮崎）宮崎市民プラザ ギャラリー2
（延岡）延岡市川中コミュニティーセンター
（都城）都城市コミュニティーセンター

宮崎県専門士業団体連絡協議会（六士会）主催による、毎年恒例の生活無料相談会に土地家屋調査士会も参加しました。当日相談員としてご協力いただいた皆様有り難うございました。

今年度の相談会は平成24年11月10日(土)の予定で、当番会は土地家屋調査士会です。

相談者数	宮崎会場	74件うち調査士	5件
	延岡会場	57件うち	2件
	都城会場	47件うち	2件

国民年金基金は夫婦でご加入を

土地家屋調査士国民年金基金理事長

土地家屋調査士国民年金基金の加入者の皆様には、平素から当基金の運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

国民年金基金は、安全・有利で、少子高齢化社会を迎えても対応できる、安心のおける年金制度であり、自営業の皆様にとっても、老後の福利厚生に強い味方になるものと確信しております。

30歳～59歳のご夫婦を対象とした「老後の生活に対する意識」調査によりますと、現役世代の方々は、自分の老後の生活に最低必要と考える1か月の生活費は約28万円、また、豊かな老後生活を送るために必要と考える1か月の生活費は約38万円といわれております。

公的年金の標準年間額は、自営業者世帯で約13万円（平成23年度価格）ですから、どうしても自助努力が必要となってまいります。

ご自分の老後の設計は万全でしょうか。わずかでも不安感をお持ちの方は、安心して老後を迎えるために、老後の生活設計にご夫婦での国民年金基金への加入をご検討されてはいかがでしょうか。

土地家屋調査士会の会員の奥様は、国民年間に加入し保険料を納付していれば、いつでも加入することができます。

そして、掛金は、全額世帯主の社会保険料控除の対象となり、節税効果も2倍となりますので、よろしくご検討をお願い申し上げます。

土地家屋調査士国民年金基金加入のお薦め

日本土地家屋調査士会連合会長
土地家屋調査士国民年金基金理事長

会員の皆様におかれましては、当連合会の会務運営及び当年金基金の業務運営につきまして、ご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、日本は、長いこと世界一の長寿国と言われておりますが、これに伴い高齢者が増加し、その上、少子化によって、年金を支える現役世代の負担が増大し、国において、その適切な対応が模索されているところであります。しかしながら、根本的な解決への道程は遠く、未だ先の見えない状況にあります。加えて、土地家屋調査士の多くは、国民年金への加入となりますが、他の年金などに比して、十分とはいえないところもあります。

ところで、ご承知のとおり、日本土地家屋調査士会連合会では、1991年に職能型の「土地家屋調査士国民年金基金」を設立しました。設立の目的は、会員の皆様が、安心して土地家屋調査士業務に専念できる環境作りと老後も安定した生活ができるよう、会員一人ひとりの幸福を願ったものであります。

年金は、長い期間積み立てることによって効果を発揮し、本年金には、税法上の優遇策や国庫の助成があることから、会員には、有利な制度であると考えます。また、上記の昨今の世情からも、「安心」「安定」を考えたときに、土地家屋調査士国民年金基金が信頼のできる有利なものであると確信しております。

どうか土地家屋調査士としての人生設計に照らして、早速ご加入いただきますようお願いする次第です。

また、補助者の雇用の安定を図る上からも、補助者を含めてのご加入を検討いただければ幸いです。

会 務 報 告

日 付	曜日	件 名	概 要
7.22	金	県議会議長訪問	
8.19	金	宮崎地方法務局との協議会（第2回）	鎌田、児玉、谷口、佐藤(守)、井上(洋)、厨子、殿所、 宜野座
8.20	土	A D R特別研修考査（熊本）	宜野座、小堀
8.22	月	専門士業団体連絡協議会（第1回）	鎌田、魚矢
8.24	水	理事会（第3回）	
8.26	金	県会会報第102号の発行	
9. 2	金	県会研修会（第1回）	J A - A Z Mホール 101名参加
9.22	木	A D R運営委員会（第2回）	
9.22	木	A D R勉強会	
9.23	金	トラバース会	30名参加
10. 1	土	全国無料相談会	相談員1名、来場者1名、電話相談1名
10. 6～7	木	全国会長会議	鎌田
10.12	水	登録証交付式	児玉傑互、鎌田
10.14	金	中間監査	
10.22～23	土	担当者会同	会長、副会長、各部長、センター長
10.24	月	ゴルフ	6名参加
10.28	金	常任理事会（第5回）	
11. 8	火	理事会（第4回）	
11.19	土	県会レクリエーション	高千穂峡散策 参加人数 51名
11.26	土	六士会相談会	相談件数（宮崎74件、延岡57件、都城47件）
12. 2	金	県会研修会（第2回）	ニューウェルシティ宮崎 2部は公嘱との共催 120名参加
12. 6	火	登録証交付式	河野一郎、鎌田
12. 8	木	筆界調査委員推薦委員会	
12.15	木	合格証交付式	鎌田、合格者3名
12.16	金	A D R運営委員会	
12.28	水	法務局年末挨拶訪問、仕事納め	
1. 4	水	仕事始め、法務局年始挨拶訪問	
1.13	金	登録証交付式	中村仁司、鎌田
1.19～20	木	会長会議	鎌田
1.20	金	賀詞交歓会（民主党県連）	谷口
1.26	木	理事会（第5回）	

..... ≪ 会 員 の 動 き ≫

* 登録事項変更（地名表示変更）

下記の会員は宮崎市、小林市、日南市の合併に伴う地名表示変更により本籍、住所、事務所のいずれか、若しくは全部が変更となりました。

鬼塚一郎、上田敏文、崎村亮太

* 登録事項変更（一般）

年 月 日	氏 名	事 由	変 更 後
23年 8 月 9 日	後藤 昭彦	住 所	国富町大字本庄1772番地
23年 8 月30日	佐山 武廣	事務所	宮崎市大字糸原2329番地 1
		住 所	宮崎市大字糸原2328番地 1
23年10月12日	山内 鶴美	本 籍	延岡市野田町5248番地19
23年10月25日	氏益 裕治	事務所	宮崎市大塚町大字道下4700番地 1
		本 籍	宮崎市船塚三丁目210番地 1
23年10月28日	小堀正太郎	本 籍	小林市細野1482番地 1
		住 所	小林市細野1451番地 8
23年10月28日	山下 志朗	本 籍	鹿児島県南さつま市加世田地頭所2646番地
23年12月 6 日	弘光 大三	住 所	延岡市恒富町 4 丁目147番地

* 退 会 者

年 月 日	氏 名	支部名	事由
23年 9 月 5 日	定 和孝	宮崎支部	廃業
23年 9 月20日	豊饒 輝隆	日南支部	廃業
23年11月16日	佐藤 善彦	宮崎支部	廃業
24年 1 月10日	三宅 為二	延岡支部	廃業

* 物故者

年 月 日	氏 名	
23年 8 月28日	柳田 克敏 (67歳)	元事務局長 (H16/4～ H22/5在籍)

* 新入会員



児玉 傑互 コダマ ヒデノリ 生年月日 1976年 1 月 6 日
 事務所 〒880-0951 宮崎市大塚町京園3137番地
 T E L 0985-88-1012 F A X
 入会年月日 2011年10月 3 日 登録年月日 2011年10月 3 日
 登録番号 779号 公嘱協会 兼 業
 認定年月日 平成24年 2 月 1 日 認定番号 635003号



河野 一郎 カワノ イチロウ 生年月日 1965年12月23日
 事務所 〒880-0014 宮崎市鶴島 2 丁目 4 番 19 号
 T E L 0985-55-0711 F A X 0985-55-0870
 入会年月日 2011年12月 1 日 登録年月日 2005年 1 月20日
 登録番号 780号 公嘱協会 兼 業
 認定年月日 平成22年10月 1 日 認定番号 535007号



中村 仁司 ナカムラ ヒトシ 生年月日 1971年12月26日
 事務所 〒885-0075 都城市八幡町10街区 5 号
 T E L 0986-23-4048 F A X 0986-24-8744
 入会年月日 2012年 1 月10日 登録年月日 2012年 1 月10日
 登録番号 779号 公嘱協会 兼 業
 認定年月日 認定番号

編集後記

前回8月の会報からあっという間に新年号の発刊。考えてみると8月から4ヶ月しか経過していない。新年号の次は8月号なので、変なスパンなのである。次からの広報部長さん、6月と新年号発刊なんて事も可能ならやってみてくださいね。

話トンで、今回の記事にもあるが、六士会主催の「なんでも無料相談会」の今年の担当会は我が調査士会なのである。6年に一度の大仕事？の年に自分が広報部長なんてとボヤイテみてもしようがないので、割り切って頑張らしましょう。県内3箇所での開催なので、部長権限？で多くの会員の動員を指示する事となりますので、皆様ご協力をお願いいたしますね。日程は24年11月10日(土)です。ここで公開しましたので、予定は空けておいてください。

という事でまたまた釣りのお話。1月末現在、冬将軍到来で冬らしい寒さが続いています、海水温は気温に反して未だ秋の水温。例年だと18度を下回るのですが、今年は都井岬周辺で21度前後です。船釣りでも磯でもいろんな魚が釣りやすい水温です。船からだ小さなアジの群れを、高性能な魚群探知機で捜し求め針の沢山ついたりわゆるサビキ仕掛けで釣ります。群れに入ると落とした瞬間に20cm程度の豆アジが食いついてきますので、そのままにして待ちます。するとおとなしくしていた豆アジが狂ったように暴れると思ったと同時に「ガバガバ」次の瞬間にドビュ〜〜と走っていきます。これが青物のブリとカンパチ。走らずにバタバタと暴れるのがヒラメ。ドスンでズンと下に潜るのがアラ系。静かにボソボソズンズンと食ってくるのがアオリイカ。ボソボソそしてたまにすっと走るのがヤガラとかマトウダイ。

これがサビキ釣りを応用した道楽仕掛け。餌になる生きた豆アジを掛けてその豆アジを食う大型のフィッシュイーター達を食いつかせる釣

り。ブリの10キロ。カンパチだと5〜8キロが大型サイズ。風さえなければ半日やればほぼ100パーセントに近い確率で釣れる。坊主はなし。大型クーラー満タンなんて事は普通なのである。でも唯一の問題が、大型クーラー例えば100リッタークーラー満タンだと100キロ近くになる。船から陸上げするのが大問題なのである。昨年なんか多くの魚が釣れたんだけど、上げきらず、魚を1本1本手で上げて空のクーラーを上げたりしました。嫁曰く「そんなに釣ってどうすんの？バッカじゃない！」なんて事も言われます。根っからの狩猟本能がそうさせてしまうのです。

釣りに行った翌日は釣り過ぎてしまった魚を知り合いに配るだけでもこれまた大変なのです……自慢しているように思えるでしょう。そうです、自慢しているのです。

最近の電子機器を駆使すれば素人？の私でも釣れちゃったりします。魚群探知機の進化が凄く、使いこなせば物凄い武器になります。GPSとの連動と横方向のスキャンができる事で、今まで何度も往復してボトムをイメージしていた事が1回通過するだけで終わってしまいます。また詳細鮮明な画像で慣れてくれば豆アジの群れ。中層にはチダイの群れ。大型のブリの群れ、カンパチ。ボトムに大ニベ。表層水面直下にはイワシの群れ。シマアジの動き。イサキ。メジナ。食いたってきたタチウオの群れと殆どの魚種が判別できたりします。昨年からその確認に水深60mまで沈める事のできる水中カメラを購入して竿に下げて仕掛けではなくこのカメラを落として撮影してます。家に帰ってビデオ再生して「ほらやっぱりシマアジやんか。ボトムにサンノジもね」なんて発泡酒を呑みながら1人悦にはいって楽しんでおります。

おっとまたもやドラドラ文章。ここいらで止めときましょう。興味のある方はいつでもどうぞ。ではでは 天災サカナヤでした。



美しい仕上がりに真心をこめてお客様へお届けします。

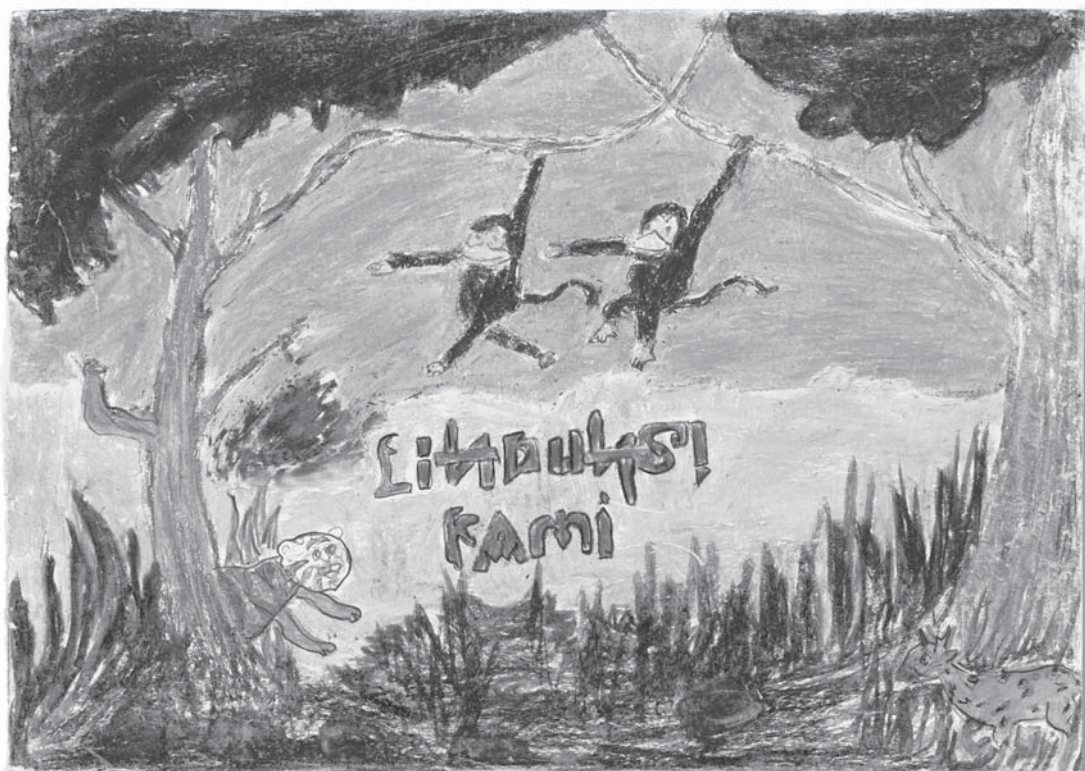
タイプ・タイプオフ・伝票・チラシ・その他印刷全般

宮崎市田代町 265 — 2

TEL 28 — 4353

FAX 31 — 1430

森が戻ってきた。
鳥や虫や動物が戻ってきた。
みんなに笑顔が、戻ってきた。



再生プロジェクトを行っているバリヤン地区の小学校の児童から贈られた絵。
「わたしたちを守って!」という動物たちのメッセージをこめて、描いてくれました。



インドネシア熱帯林の再生プロジェクト

きっかけは、私たちが毎日使っている紙の原料となる木材を
少しでも地球に返したいという思い。

たくさんの生き物が暮らす森を取り戻すことで
地球温暖化を防ぎ、生物多様性を守ること。

そして、地元の人々の生活を助けること。

地元の子どもたちの明るい笑顔を力にして

私たちは これからも、未来を育む活動をつづけていきます。

MS&AD

三井住友海上

三井住友海上火災保険株式会社 www.ms-ins.com

日本土地家屋調査士会連合会共済会取扱

損害保険ご紹介

数々の危険からあなたをお守りしたい
桐栄サービスの願いです

職業賠償責任保険

会員または補助者が業務遂行にあたり法律上の賠償責任を負い、損害賠償金を支払わなくてはならないときに役立ちます。

団体所得補償保険

保険期間中に病気・ケガによって就業不能となった場合、1 か月につき補償額をお支払いする制度です。(最長1 年)

団体傷害疾病保険

保険期間中、国内外を問わず
1) 日常の生活におけるさまざまな事故によるケガを補償します。
2) 病気による入院を日帰り入院より補償します。

測量機器総合保険

会員が所有し管理する測量機器について業務使用中、携行中、保管中等の偶然的事故を補償します。

集団扱自動車保険

会員皆様の自動車はもとより補助者の方のマイカーも加入できます。

損害保険代理店

有限会社 桐栄サービス

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館6階

TEL : 03-5282-5166

FAX : 03-5282-5167

上記のものは各種保険の概要をご説明したものです。詳細は弊社までお問い合わせをお願い致します。

(有)クロキシシステム販売は信頼メーカー商品で 土地家屋調査士業務を支援します。

Leica Viva

ライカ ジオシステムズ



Leica Geosystems

アイサンテクノロジー株式会社

WingNeo INFINITY

可能性は無限大

測量・土木設計・登記業務のこれまでの常識を打ち破る 新感覚アプリケーション



アイサンテクノロジー株式会社

アルミプレート

AT500	AT501	AT502	AT503	AT504	AT505	AT506	AT507
AT508	AT509	AT510	AT511	AT512	AT513	AT514	AT515

アルミクリヤー

AC500P	AC500K	AC500T	AC500L	AC500S
AC501	AC501K	AC501T	AC501L	AC501S

スタンレスクリヤー

SC500PT	SC500KT	SC500T	SC500L	SC500S
SC501	SC501K	SC501T	SC501L	SC501S

株式会社 カクマル

前向きハート＆テクノロジー

株式会社 リーガル

●プロ仕様●

祭太郎6



表示登記申請書

入カデータ

共有権証明書

委任状

相続関係説明図

共同担保目録

土地家屋調査士システム 表

～表示登記の書類を自動作成、「権」(権利登記)との連動も実現～

書類作成版 **管理版** **オンライン申請**

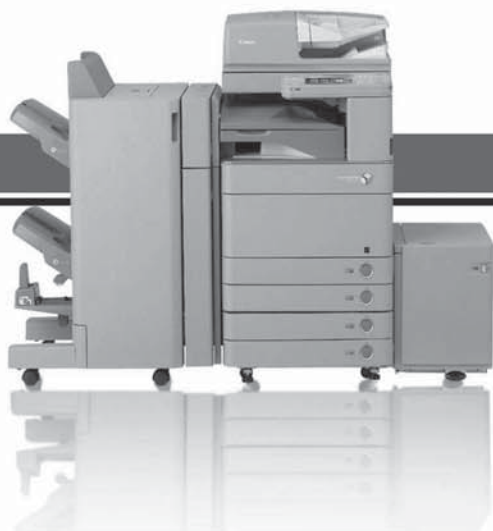
OA機器・CADシステム・測量機器

有限会社 クロキシシステム販売

TEL (0985) 51-5172 FAX (0985) 51-5641

URL : <http://www.kuroki-s-h.com>

Canon


**imageRUNNER
ADVANCE**
**C5051/C5045
C5035/C5030**

**imageRUNNER
ADVANCE**

User-Centric

マシン品質から、ユーザー品質へ。

imageRUNNER ADVANCE special site

環境配慮
Environment

 いまや欠かすことのできない、
環境配慮への取り組みを加速しています。

imageRUNNER ADVANCEは、
紙質、色味、解像といった製品の
ライフサイクル全体を視野に入れ、
環境配慮を促進したオフィス設備です。
その重要なテーマとして、「省資源」や
「地球温暖化防止と省エネルギー」などを掲げ、
CO₂の削減や節電電力、バイオマスプラスチックの採用
などに積極的に取り組んできました。
特定化学物質に対して厳しい自主基準を作成し、
お客様が安心してお使いいただける製品を
提供しています。


ユニバーサルデザイン
Universal Design

 すべての人にとっての使いやすさへ、
幅広くアプローチしています。

「できること」を増やし、
「できること」のレベルを高めるだけでは、
ビジネスで高品質を提供することはできません。
imageRUNNER ADVANCEは、
顧客の操作性から、操作性、メンテナンスにいたるまで、
さまざまなユーザー視点から使いやすさを追求、
つなげてきた技術を
「ユニバーサルデザイン」のために磨きました。
技術が使う人に寄りそうような、
機種の新しい進化をお届けします。


 C 大型商品パネル C タルト機構
C カラーユニバーサル C ユーザビリティ
デザイン機構

オフィスのトータルプランナー

複写機・OA機器の保守販売



東洋事務器株式会社

ToYo Office Supplies Corporation

〒880-0844

宮崎市柳丸町158番地

TEL 0985-25-8870 FAX 0985-25-3298

<http://www.toyojimuki.co.jp>

〒880-1102

東諸県郡国富町宮王丸370番地

TEL 0985-75-2928 FAX 0985-75-4739

info@toyojimuki.co.jp

元気No.1

企業を目指します。

品質 ISO 9001 認証取得 環境 ISO 14001 認証取得

創造と開拓の心で 情報サービス業を目指します。



Printing



DTP



Multimedia



Design

あらゆる印刷物を取り扱っております。

パンフレット・カタログ・チラシ・ポスター・メニュー・リーフレット・取扱説明書・ポップ
DM・ハガキ・シール・名刺・封筒・ラベル・ロゴ制作・トレース・画像取り込み・画像編集
画像切り抜き・テキスト打ち・バナー広告(FLASH、アニメーションGIF等)・HTMLに
よるリンク形式のマニュアル、印刷物等・PDFによるデジタル印刷物・新聞・本・記念誌
自費出版・アルバム・PDF等のデジタル出版物。



株式
会社

文昌堂

印刷・出版・企画デザイン・ホームページ作成

●本 社／都城市東町18街区1号 TEL 0986-22-1121 FAX 0986-25-6408

●宮崎営業所／宮崎市東大淀一丁目1番16 ライトコート115号 TEL 0985-51-0566

URL <http://www.bunsho.co.jp>

揃えておきたい！ 好評実務書籍



類似の事案を考察するための基本解説書。

筆界特定事例集

東京法務局不動産登記部門 地図整備・筆界特定室 編著

B5判 284頁 定価2,940円(税込) 平成22年11月刊

- 主要資料を的確に読み解いた、「参考となる」24事例を厳選。
- 「概要」→「申請人及び関係人の主張（並びにその根拠）」→「筆界の検討」→「結論」の流れに沿って解説。
- 資料を確実に理解し、整理するための専門的知識を総論で紹介。



Q & A形式で実務を網羅。登記実務のエキスパートが解説。

新版 Q&A
表示に関する
登記の実務全5巻
＋
特別編

中村 隆・中込 敏久 監修 荒堀 稔穂 編集代表

- 多種多様な土地・建物の登記について具体的に解説
現場での疑問・実例が満載。根拠条文・先例・判例と関連付け、具体的に解答を提示。
- 不動産登記法の改正に完全対応
前版の内容を全面的に見直し、新規設問を追加。
- 充実した索引で実務に最適
事項索引、法令・先例・判例索引を収録。

第1巻 登記手続総論・土地の表題登記・分筆の登記

A5判 560頁 定価4,935円(税込)
平成19年1月刊

第2巻 合筆登記・地積更正・地目変更・地図訂正

A5判 562頁 定価5,040円(税込)
平成19年5月刊

第3巻 地積測量図・土地の滅失の登記・特殊登記

A5判 500頁 定価4,725円(税込)
平成19年11月刊

第4巻 建物の表題登記・建物の増築の登記

A5判 504頁 定価4,725円(税込)
平成20年5月刊

第5巻 建物の合体・合併・分割の登記、区分建物の登記、建物の滅失の登記、建物図面関係

A5判 640頁 定価5,775円(税込)
平成20年12月刊特別編 筆界特定制度
一問一答と事例解説
筆界特定実務研究会 編著A5判 672頁 定価5,880円(税込)
平成20年1月刊

図表、イラストを豊富に使った、基礎を築くための教科書。

第2版 絵で見る 地籍測量

國見利夫・米沢武次・宮口誠司 著

A5判変形 192頁 定価4,095円(税込) 平成23年6月刊

- 新しい測量法（ネットワーク型RTK-GPS法、デジタル方位距離計法、単点観測法など）に対応。



基礎からその成果の管理に至るまで、初任者にもわかりやすいよう解説。

平成22年改正「準則」準拠 地籍測量

國見利夫 著

A5判 340頁 定価2,940円(税込) 平成23年1月刊

- 図表、地図、写真、イラストを豊富に使用。
- 地籍測量・地籍調査・筆界確認調査のエキスパートが執筆。



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 詳しい情報は当社ホームページで！
営業部 TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061 <http://www.kajo.co.jp/>



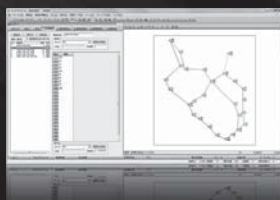
さらに洗練されたユーザビリティ。 BLUETREND XA 2012 新登場。

BLUETREND

測量計算CADシステム[ブルートレンド エグザ]

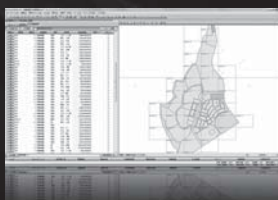


NEW!
2012



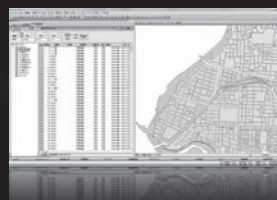
土地家屋調査士業務支援の強化!

- 各階平面図での大規模マンション対応
- 14条地図作成業務対応
- 不動産調査報告書作成支援機能強化



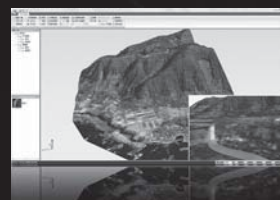
測量設計業務支援の強化!

- CADの描画スピードを大幅向上
- 準則改正に伴う各帳票類の対応
- 地籍調査作業規程運用基準改正への対応



ユーザビリティの向上!

- 現場管理機能の充実と、切り離し合成機能強化
- バックアップ機能強化で指定の状態に復帰可能
- 見えるメモリ消費量で作業の最適化が可能



待望の「不動産調査報告書作成プログラム」を新たにラインナップ! (オプション)

TREND REG/C
2012
土地家屋調査士事務支援システム[トレンドレジック]

手間のかかる不動産調査報告書作成作業を時短・省力化!

登記情報提供サービスからの取得情報や「BLUETREND XA」の測量情報の活用をはじめ、様々な入力補助機能を搭載しています。また、写真の編集や管理も可能となっており、調査書を効率的に作成できます。調査書はEXCEL、PDF形式にて出力が可能です。

福井コンピュータ株式会社

■宮崎出張所 / 〒880-0845宮崎市新城町24-1アーバンコート1番館 TEL.0985-24-3200・FAX.0985-24-3260
■本社 / 福井市高木中央1-2501 TEL.0776-53-9200・FAX.0776-53-9201

札幌・青森・盛岡・仙台・郡山・長野・新潟・埼玉・高崎・宇都宮・水戸・千葉・東京・立川・横浜・静岡・名古屋・岐阜・富山・福井・京都・大阪・阪和・神戸・岡山・高松・松山・広島・山口・福岡・大分・長崎・熊本・宮崎・鹿児島・沖縄

公式ホームページにて、製品紹介の動画をご覧いただけます。

福井コンピュータ

検索

www.fukuicompu.co.jp